

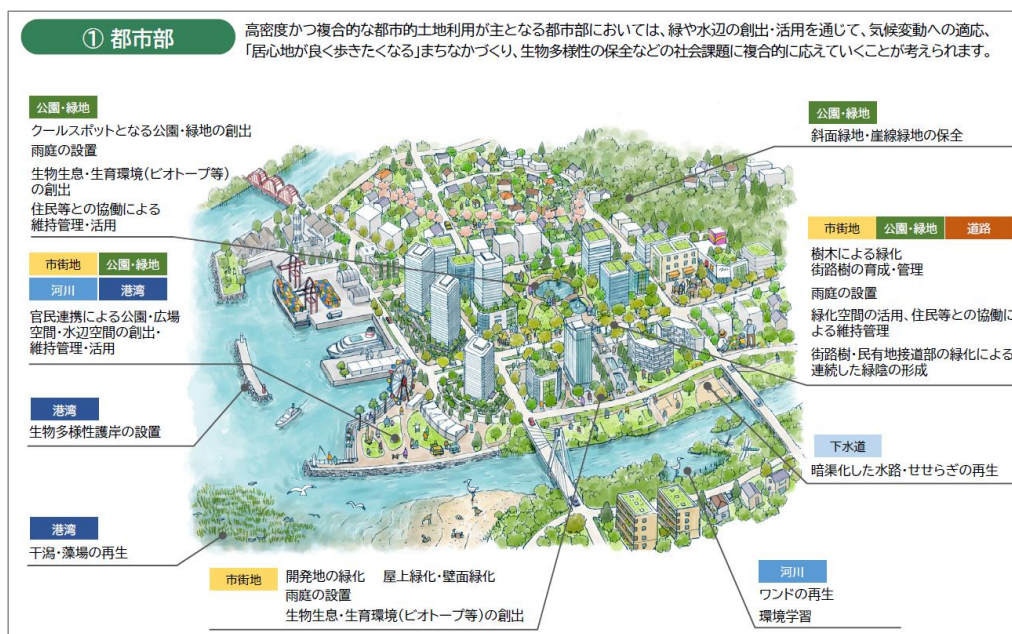
第1章 大田区グリーンインフラ事業計画について

1 グリーンインフラとは

1990年代後半から欧米を中心に広がってきた「グリーンインフラ」への取組は、近年、国内においても着目され様々な研究が進められてきました。2015年に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画に「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されたのを契機に気運が高まり、2019年には国土交通省が「グリーンインフラ推進戦略」を公表（2023年改定）、2020年には多様な主体間の連携基盤となる「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を創設するなど、行政・企業・市民を含む多様な主体のグリーンインフラへの取組を加速化させる取組が活発化しています。

我が国では古来、自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みを通じて、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきました。グリーンインフラは、このような我が国の自然共生の在り方を背景としながら、自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものです。SDGsの実現に向けた意識の高まり、こうした分野への投資の加速や、経済成長だけでなく、自然豊かな環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観の広がりが進む中、多様化する社会課題の解決策として期待が高まっています。

令和5年10月に公表された「グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省）」では、大田区が該当する都市部でのグリーンインフラへの取組として、以下のように示されています。



なお、大田区ではグリーンインフラを以下のように定義します、
『住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組』

2 グリーンインフラが求められる背景と意義

地球環境問題への対応、持続可能な社会の構築が国の内外を問わず大きな課題となっており、まちづくりにおいても、SDGs 達成への寄与、気候変動への適応、みどり豊かな都心や住環境づくりを通じた交流人口の増加と定住促進、再開発等の民間投資の拡大、生物多様性の保全など、環境と経済の好循環を生み出し、活力ある持続可能な社会の構築が重視されています。

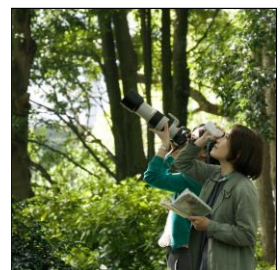
こうした視点から大田区のまちづくりを点検すると、多摩川や呑川の沿川では、浸水想定区域が示されるだけでなく、各地に浸水履歴があり、頻発する集中豪雨に対応した浸水対策が求められます。そのためには、区民の生命、財産を保護することを目的に、強靱で回復しやすい減災都市を目指し、高台まちづくりの推進が必要となっています。

また、まちの魅力のパロメータの1つである緑被率が減少しているエリアが散見され、蒲田駅や大森駅の周辺エリアではヒートアイランド現象も懸念され、豊かなみどりの保全・創出を図るとともに、夏季の暑熱緩和に資するまちづくりを進めることも求められています。

一方、本門寺公園、池上梅園、佐伯山緑地、洗足池公園などでは、広がりのあるみどりの中に貴重な歴史・文化資源が残されており、歴史・文化・みどりの各資源に異なる角度から光をあてて更なる魅力化を図ることや、民有地と公有地の緑の連続性を確保して緑量感ある良好な住環境を創出することも必要です。また、「ウォークアブルシティ」の実現に向けて、商業・オフィス施設が集積する都心のオープンスペースや、シンボルとなる道路空間において、公民連携による空間快適性を高める良好なみどりを確保することも必要です。



さらに、生物多様性に関する新たな国家目標である「30by30」を踏まえ、「水と緑のネットワーク」の充実を図るべく、既存の公園・緑地、街路樹や河川などを有機的に繋ぐことで、従前にも増して生物多様性の保全に対する取組を強化することも重要です。



このようなまちづくりを巡る諸課題については、グリーンインフラの導入を通じて、自然環境が有する多機能性を発揮させることでより良い解決策を得ることができる可能性があります。特に、多様な主体の連携を図ることや、分野横断的な視点にも留意しながら取組を進めることで、複数の分野にまたがる地域課題を同時に解決できることが期待されています。

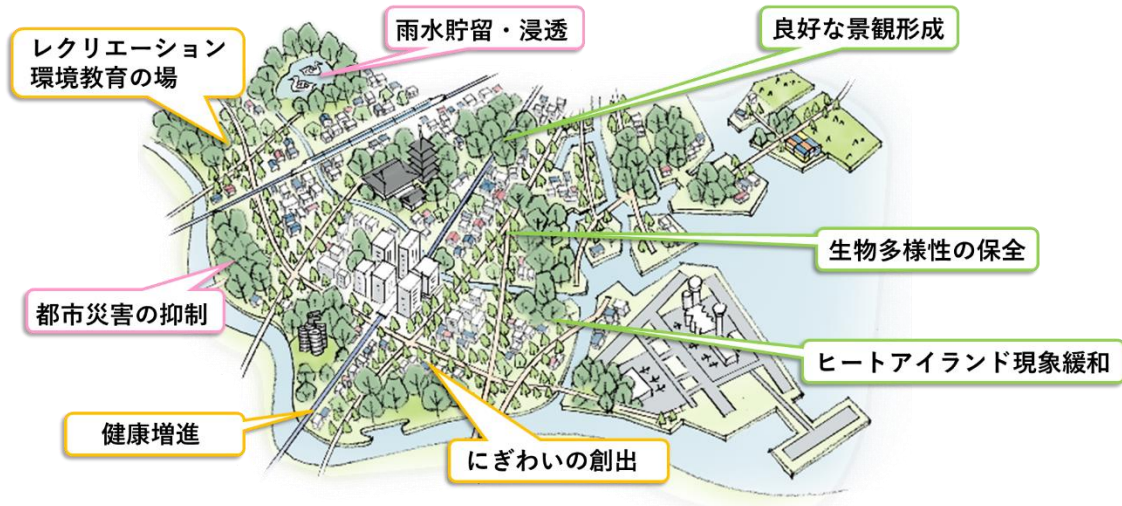
大田区では、グリーンインフラに取り組むことで、まちなかのみどり空間を活用し、複数の地域課題の解決につなげていきます。

グリーンインフラ導入に伴う留意点

- 自然環境が有する多機能性を十分に発揮させるみどりの取組推進
- 公民連携や分野横断の視点を重視して取り組む連携体制の構築

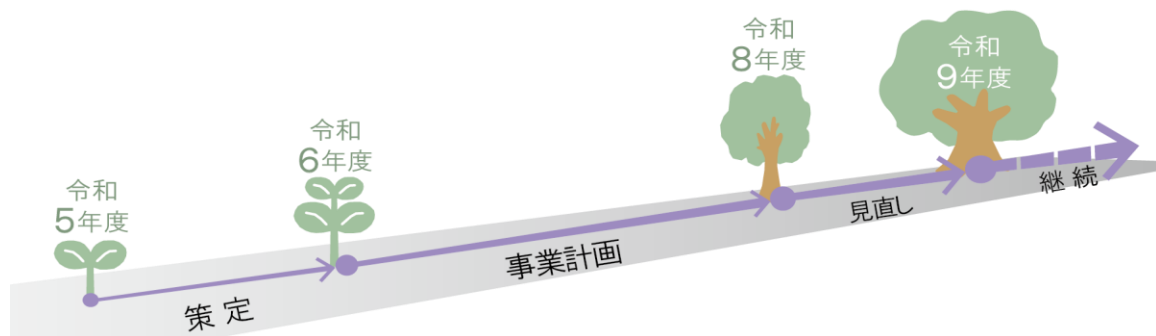
3 計画の位置づけ

大田区グリーンインフラ事業計画は、「大田区基本構想」、「大田区基本計画」及び「大田区都市計画マスタープラン」に則している「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」（以下、グリーンプランという）において、重点的な取組の一つに位置付けられています。



〔グリーンインフラ導入イメージ図〕

大田区のグリーンインフラの取組方針は、「防災・減災」、「環境」及び「地域振興」の視点でまちづくりの動向を把握し、地域課題に対する解決手法としての導入を検討していきます。



〔スケジュール〕

出典：グリーンプラン（令和5年3月改定）P.118 から引用

4 計画の目標年次

大田区グリーンインフラ事業計画は、令和6年度～令和10年度を目標年次とした計画です。グリーンプランに基づく計画であることから、グリーンプランの改定及び事業の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

5 計画の構成

大田区グリーンインフラ事業計画は、以下のように構成しています。

大田区全域を対象に、各所で個別に進められる事業において、順次グリーンインフラの導入を推進していくため、都市施設の類型別及び主な土地利用別に、グリーンインフラ導入のメニューを整理しています。

